

議案第27号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除
に関する条例を廃止する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する
条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関
する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する
条例（平成元年条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に
基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒の免除及び職員の賠償
責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその
効力を有する。